『本県における防災行政について』

鹿児島県危機管理局 危機管理防災課

土木技師　　小窪　祐樹

道路防災に関する技術講習会（H23.8.26）

本県における防災行政について

鹿児島県危機管理局危機管理防災課防災係
土木技師　小窪　祐樹

本日の内容

1　はじめに（危機管理局の紹介）
2　最近の主な自然災害
3　災害対策基本法
4　県の防災対策
5　おわりに

1 はじめに（危機管理局の紹介）

危機管理局の設置

【全庁的な危機管理体制】

H17.4 ～

危機管理局防災課内の情報システム

災害対策本部室

（災害対策本部室）

（災害対策本部会議）

2 最近の主な自然災害

自然災害

土砂災害・風水害（奄美豪雨災害）

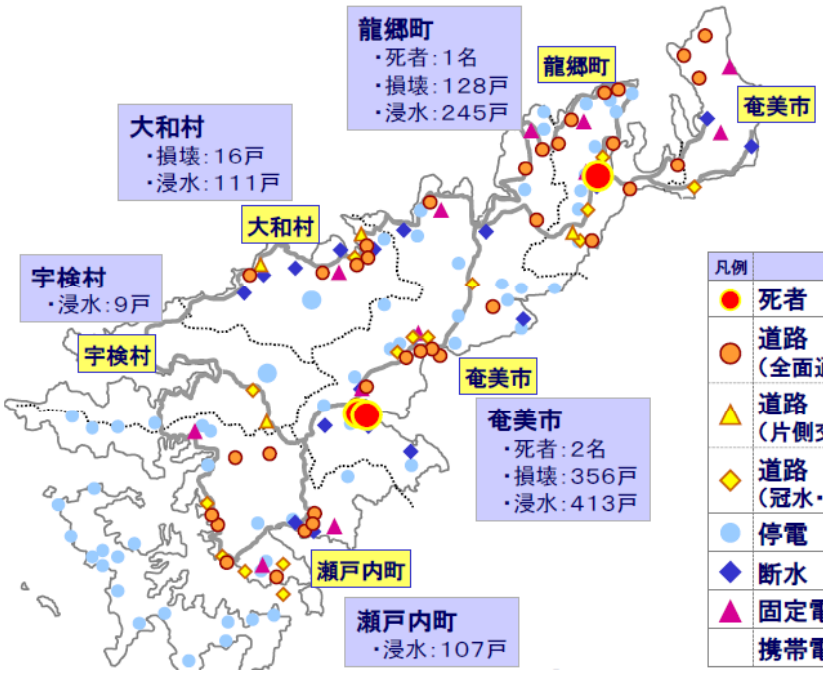

主な被害箇所
（ピーク時）
10月21日～23日

凡例	項目	被害箇所等
●	死者	3名
○	道路（全面通行止め）	56箇所 うち，全面通行止め39箇所
△	道路（片側交互通行）	
◇	道路（冠水・崩土）	
●	停電	11，000戸
◆	断水	2，488世帯
▲	固定電話不通	12，103回線
	携帯電話不通	奄美市住用町など

奄美豪雨災害の概要

10月20日午前9時の天気図

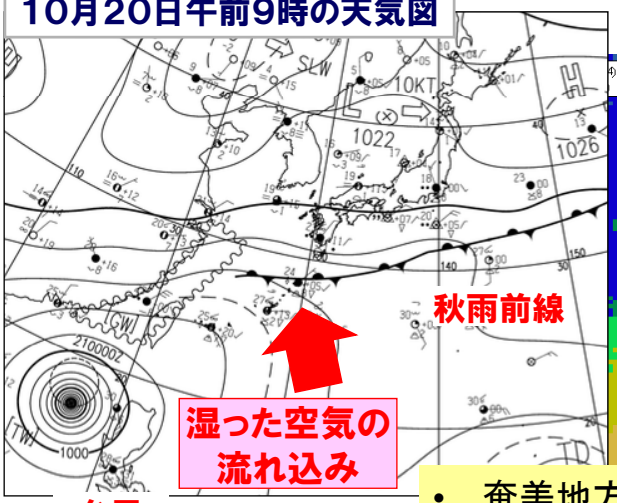

10月20日24時間積算（解析雨量 ）

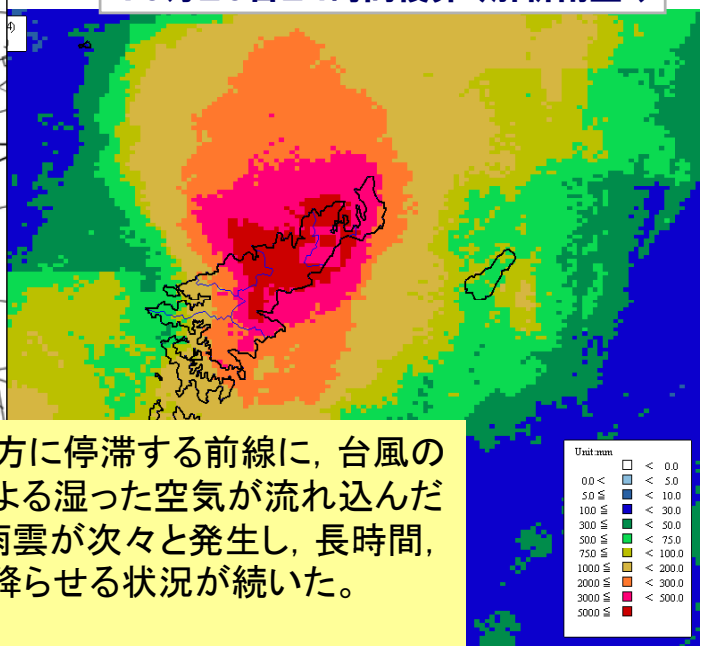

- 奄美地方に停滞する前線に，台風の影響による湿った空気が流れ込んだため，雨雲が次々と発生し，長時間，大雨を降らせる状況が続いた。

奄美豪雨災害の被害状況

1．人的被害

■ 死者　　3名

- 奄美市住用町わだつみ苑浸水：2名
- 龍郷町崖崩れ自宅崩壊：1名

■ 重軽傷者　2名（龍郷町1名 ／ 奄美市1名）

2．住家被害

■ 全壊 10棟　　■ 半壊 443棟　　■一部損壊 12棟

■ 床上浸水 116棟　　■ 床下浸水 851棟

3．避難指示・勧告

■ 1，366世帯　2，822名

4．被害額（平成２３年３月２８日最終発表分）

■ 135億8，084万円（被害額判明分）

奄美豪雨災害（土砂災害）

土砂崩れにより多くの道路が通行止め

龍郷町浦地区　　［土砂崩れにより，役場近くの国道５８号線が通行止め］

奄美豪雨災害（水害）

住用川が決壊し，乗用車が流される程冠水

奄美市住用総合支所駐車場

火山噴火（噴火警報発表中の火山）

全国で、噴火警戒レベル３（入山規制）は，鹿児島県の桜島と霧島山（新燃岳）のみ

霧島山（新燃岳）の爆発（平成23年1月）

H23.1.26　16:54撮影

H23.1.26　16:57撮影

H23.1.26　17:04撮影

H23.1.26　17:06撮影

霧島山（新燃岳）の爆発による被害

１　被害状況（２月２３日　１９：００現在）

⑴ 人的被害　　１　名　（軽　傷：霧島市　９２歳女性）
⑵ 住家・非住家被害　な　し　（霧島市：窓ガラス破損等 ２１５件）
⑶ 農作物の被害面積　１４７ha（曽於市３５ha，志布志市 １１２ha）
　　被害金額　２１，１３７千円
※軽傷１名及び窓ガラス等の破損は，2月１日7時54分発生
→ 爆発的噴火の空振（４５８．４Pa）による

２　県・市の体制

⑴　県
・１月２６日　18時00分　情報連絡体制
・１月２７日　17時00分　災害警戒本部設置へ移行
・３月３１日　17時00分　災害警戒本部廃止
⑵　霧島市
・１月２６日　18時00分　災害警戒本部設置
・３月２２日　18時00分　災害警戒本部廃止

３　通行規制状況

全面通行止　３箇所（降灰による視界不良等のため）

噴石による倒木（約3.2km付近）

霧島山（新燃岳）周辺規制状況

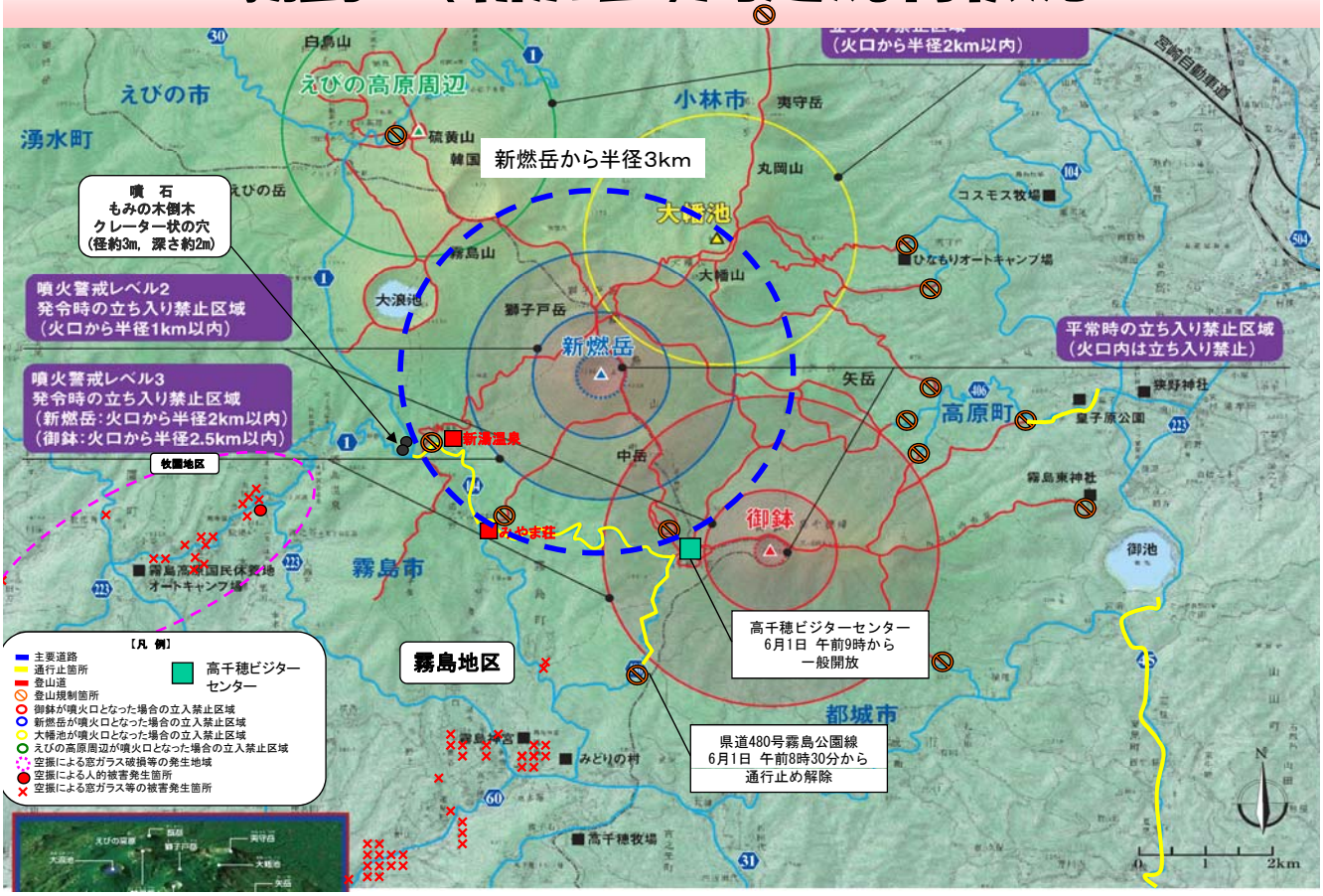

桜島の爆発（平成21年4月）

鹿児島地方気象台資料

昭和31年以降の桜島の噴火活動

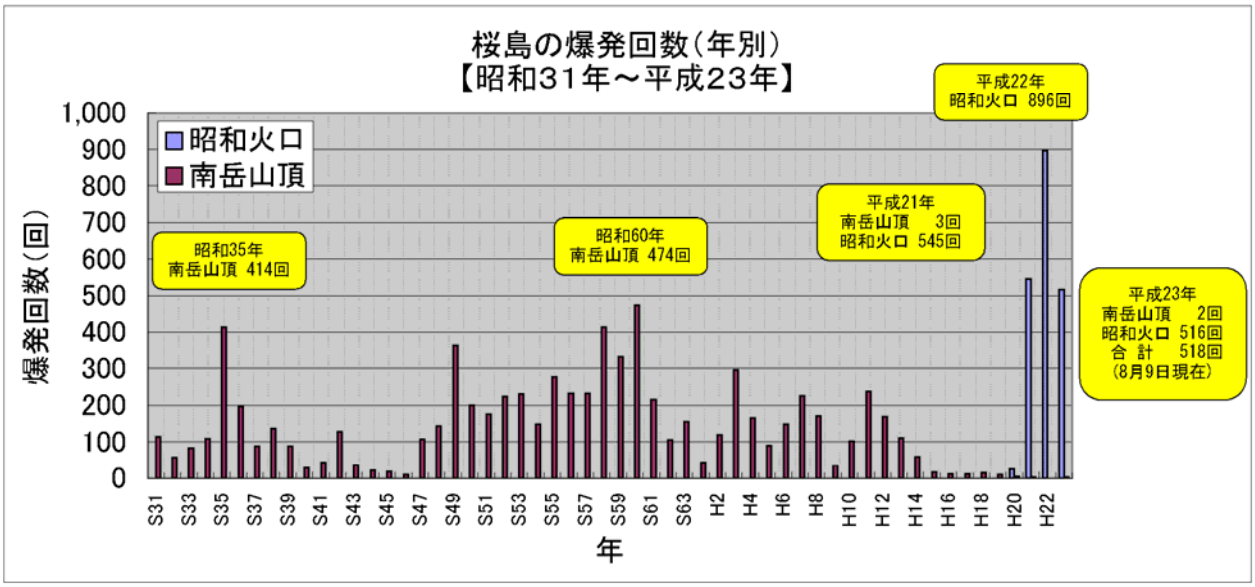

1位　８９６回（南岳 ０回、昭和火口 ８９６回）【２２年１～１２月】
2位　５４８回（南岳 ３回、昭和火口 ５４５回）【２１年１～１２月】
3位　５１８回（南岳 ２回、昭和火口 ５１６回）【２３年１～　８月】

東北地方太平洋沖地震の概要

1 地震の概要（気象庁）

① 発生日時 平成23年3月11日（金）14時46分

② 震源及び規模（推定）

三陸沖（北緯38.1度、東経142.9度、牡鹿半島の東南東130km付近）

深さ24km、モーメントマグニチュード Mw9．０

③ 各地の震度（震度6弱以上）

震度7　宮城県北部

震度6強 宮城県南部・中部、福島県中通り・浜通り、茨城県北部・南部、栃木県北部・南部

震度6弱 岩手県沿岸南部・内陸北部・内陸南部、福島県会津、群馬県南部、埼玉県南部、千葉県北西部

地震・津波による被害の概要

2 被害の概要
① 人的被害
（警察庁）

ア 死　者　　15，687名
イ 行方不明　　4，757名
ウ 負傷者　　5，714名

【東北地方太平洋沖地震】（警察庁８月９日16:00）
※現在も行方不明者多数であり、全容把握に至っていない

都道府県名	死者	行方不明	負傷者
北海道	1		3
青森県	3	1	61
岩手県	4，632	2，074	186
宮城県	9，389	2，426	3，794
秋田県			12
山形県	2		29
福島県	1，600	253	239
東京都	7		90
茨城県	24	1	699
栃木県	4		131
群馬県	1		38
埼玉県			42
千葉県	20	2	249
神奈川県	4		129
新潟県			3
山梨県			2
長野県			1
静岡県			4
三重県			1
高知県			1
合　計	15，687	4，757	5，714

（注）宮城県沖を震源とする地震(4/7)、福島県浜通りを震源とする地震(4/11・4/12)による被害を含む
（参考）阪神・淡路大震災の被害（兵庫県庁ＨＰ：平成18年5月19日消防庁確定）
死者：6，434名、行方不明：3名、負傷者：43，792名

地震・津波による被害の概要

2 被害の概要
② 建築物被害
（警察庁）

ア 全　壊　　112，703戸
イ 半　壊　　143，760戸
ウ 一部損壊　　511，811戸

【東北地方太平洋沖地震】（警察庁８月９日16:00）
※津波により水没し壊滅した地域があり、全容把握に至っていない。

	全壊	半壊	流失	全焼	半焼	床上浸水	床下浸水	一部破損	非住家
北海道		4				329	545	7	469
青森県	307	851						105	1,195
岩手県	21,017	3,552			15	1,761	323	5,217	3,623
宮城県	70,819	70,218			114	6,776	9,670	126,429	26,012
秋田県								3	3
山形県	37	80							
福島県	16,871	40,280		77	3	62	339	122,995	1,019
東京都		11		3				257	20
茨城県	2,604	17,988			37	1,590	722	149,423	11,044
栃木県	260	2,045						59,716	295
群馬県		7						16,150	195
埼玉県		5		1	1		1	1,800	33
千葉県	788	8,712			12	764	718	29,413	708
神奈川県		7						279	1
新潟県								9	7
山梨県								4	
静岡県							7	4	
三重県						2			9
徳島県						2	9		
高知県						2	8		
合　計	112,703	143,760			263	11,288	12,342	511,811	44,633

（注）宮城県沖を震源とする地震(4/7)、福島県浜通りを震源とする地震(4/11・4/12)による被害を含む
（参考）阪神・淡路大震災の被害（兵庫県庁ＨＰ：平成18年5月19日消防庁確定）
全壊：104，906棟、半壊：144，274棟、全焼：7，036棟、半焼：96棟、部分焼：333棟、
一部損壊：390，506棟、非住家被害：42，496棟

被害状況

宮古市「シートピアなあど」

（岩手県宮古市）

地震直後の舞浜駅バスロータリー

（千葉県浦安市舞浜）

地震・津波対策に関する専門調査会

平成２３年４月２７日、国（中央防災会議）において「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」が設置されました。

第1回 平成23年5月28日　今回の地震・津波被害に関する分析
第2回 平成23年6月13日　大規模地震対策における対象地震の考え方
第3回 平成23年6月19日　大規模地震対策における対象地震の考え方
津波による被害の抑止・軽減のための基本的方向性

○ 中間とりまとめ
第4回 平成23年6月26日　津波による被害の抑止・軽減のための基本的方向性
津波防御のための施設整備の基本的な考え方

○ 中間とりまとめ(案)
第5回 平成23年7月10日　地域における津波防災の取組み
第6回 平成23年7月31日　津波被害軽減のための土地利用のあり方
発災時における津波避難のための方策

第7回以降　発災時における津波避難のための方策
被害想定の考え方，海溝型大規模地震に備えて，
防災基本計画の見直し

津波防災まちづくり

津波防災まちづくりの考え方～社会資本整備審議会・交通政策審議会計画部会緊急提言（7月6日）概要～

国土交通省

今後の津波防災・減災についての考え方

基本姿勢

- 今回のような大規模な災害を想定し、「なんとしても人命を守る」という考え方により、ハード、ソフト施策を総動員して「減災」を目指す。
- また、「災害に上限はない」ことを今回の教訓とし、日常の対策を持続させる。

新しい発想による防災・減災対策

- 防波堤・防潮堤による「一線防御」からハード・ソフト施策の総動員による「多重防御」への転換。
- 平地を利用したまちづくりを求める意見も多い。土地利用規制について、一律的な規制でなく、立地場所の安全度等を踏まえ、地域の多様な実態・ニーズや施設整備の進ちょく状況等を反映させた柔軟な制度を構築。

（参考：施策のイメージ）

・防波堤・防潮堤等の復旧・整備

・市街地の整備・集団移転

・土地利用・建築規制
[海岸部において避難ビルの整備、居室の高層化　　等]

・ハザードマップの作成

・避難路・避難場所の確保

避難路

避難タワー

- 二線堤等の「津波防護施設（仮称）」や、地域の実情、安全度等を踏まえた土地利用・建築構造規制など、新たな法制度の検討
- 現在見直しを行っている社会資本整備重点計画への反映

2

東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会（第6回）資料より

3 災害対策基本法

災害対策基本法

1 伊勢湾台風（S34）が契機→S36制定

①災害対策の総合化

現行の災害対策関係法規を**総合的**，体系的に位置づけ，**国**，**県**，**市町村**，公共機関，住民それぞれの**責任分担を明確化**

→**防災対策は一義的には市町村の任務**

②災害対策の計画化

災害の発生の予防，災害の軽減のために，平常から国，県，市長村に**防災計画**の作成を義務づけ，これに基づいて災害対策を実施

2 阪神・淡路大震災（H7）で改正

国・地方公共団体は，**自主防災組織の育成**，ボランティア　による防災活動の環境整備等に努める条項を盛り込む

※災害対策の一般法であり，防災計画の作成，災害の**予防**から**応急対策**，**復旧・復興**に至るまでの総合的な措置について規程

4 県の防災対策

県地域防災計画

〔基本理念〕

既往災害の教訓を生かし，県民の生命，身体及び財産を災害から守る。

〔基本方針〕

地域特性に則した計画的な災害予防の実施

防災知識の普及啓発（県防災研修センター，研修会等），防災訓練，防災点検　等

災害事象に応じた迅速で円滑な応急対策の実施

情報連絡体制等，救急・救助，　等

被災者ニーズを踏まえた速やかな災害復旧・復興の推進

災害復旧工事，被災者生活再建支援　等

予防（広報活動など）

◆ 県政かわら版（６月号）

防災特集「災害に備えて」

◆ MBCふるさとかごしま（６月）

防災特集「日頃から災害に備えよう！」

◆ グラフかごしま（７月）

県政トピックス「県総合防災訓練」

◆ KTSかごしま探検隊（７月）

防災特集「台風災害に備えて」

◆ 県政広報番組（１月）

「桜島火山爆発総合防災訓練」

県民の方々へ防災知識の普及啓発を図る

県防災研修センターによる研修

（館内研修）

（出前講座によるＤＩＧ風景）

県総合防災訓練

（合同救出訓練）

平成２３年５月２６日（木）
霧島市（霧島高原国民休養地等）
７６団体　１，４００人が参加

（合同救護訓練）

県下一斉防災点検

県民防災週間（５月第４週）を中心に，
県地域振興局・支庁で実施

応急（県の応急活動体制）

情報連絡体制

県内に各種の**気象警報が発令**されたときは，降雨状況や被害状況等の情報を収集するため，危機管理局，土木部職員等により情報連絡体制を確立する。

災害警戒本部

県内に**小規模な災害**が発生した場合又は災害の発生が予想される場合に，総括危機管理監を本部長として設置する。

災害対策本部

県内に**重大な災害**が発生し，又は発生するおそれがある場合等に，知事を本部長として設置する。

防災・減災に向けた取り組み

県防災対策基本条例の施行（Ｈ２０．４～）

自主防災組織の必要性

住民の救出・救助：公助の防災対策の限界

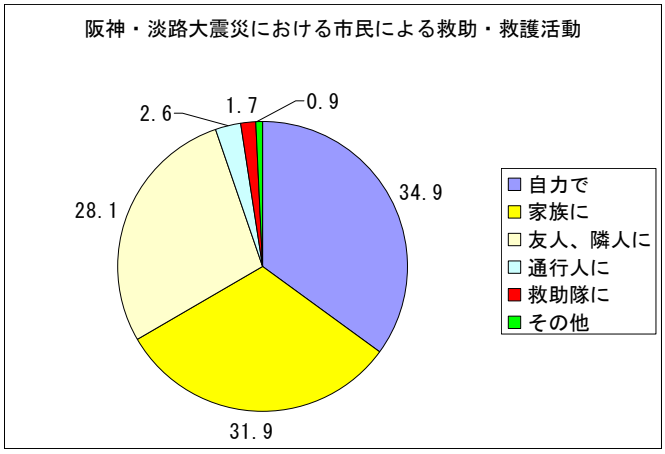

阪神大震災での調査（日本火災学会）

住家被害と道路閉塞
<阪神・淡路大震災>
出典：消防防災博物館

住民の救出・救助には，自助・共助が必要

自主防災組織の必要性

住民自らが防災活動を行うに当たり，各自が**バラバラに行動**するのでは，その効果はあまり期待できない。

住民が地域ごとに団結し，組織的に行動することによってその効果が最大限に発揮できるものである。

地域住民によりその実情に応じた**自主防災組織**が設けられ，日頃から災害が発生した場合を想定した**訓練**を積み重ねておくことが重要である。

自主防災組織の現状

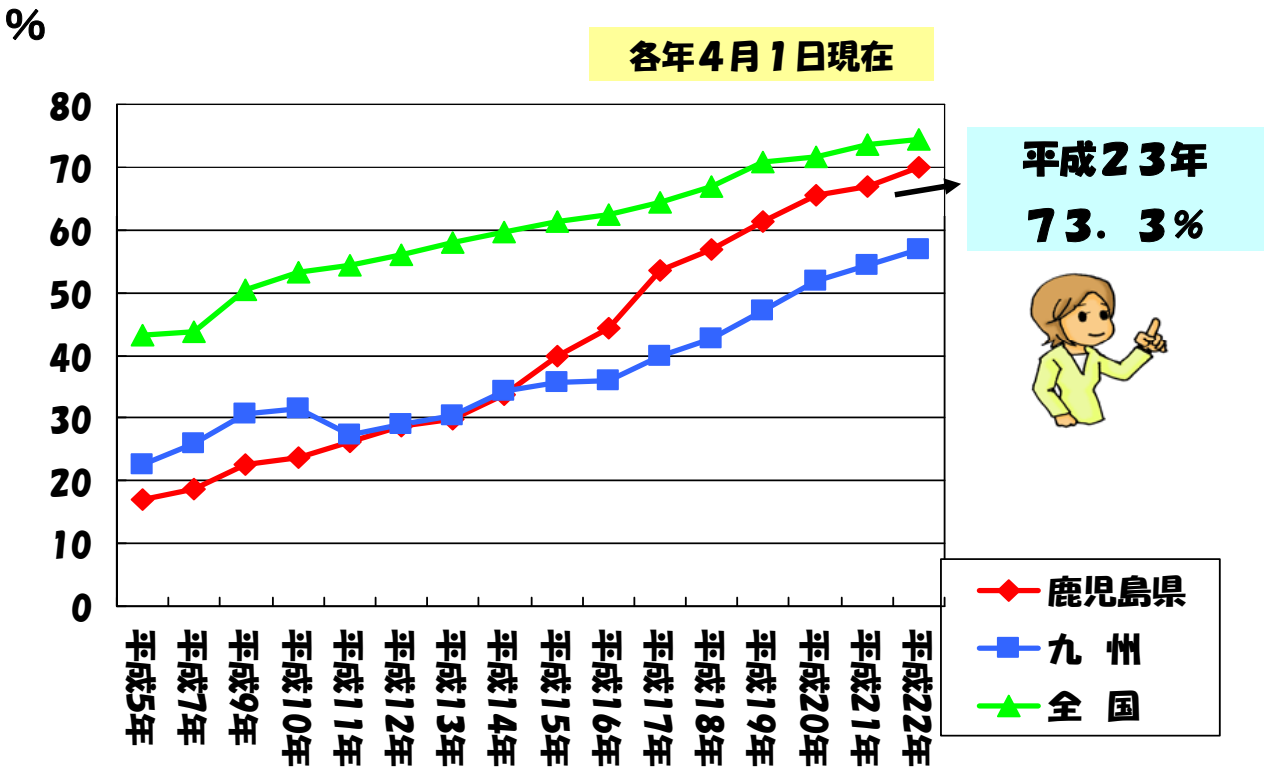

県の各種施策の実施①

◆地域防災リーダー養成講座

① 年１回（１０講座・２日に分けて開催）
② 対象：町内会長や公民会長等の地域のリーダー，
　　自主防災組織など地域の方　　３０名程度
③ 内容：地域防災活動のあり方，自主防災組織の結成と運営，災害時の応急対策，推進員としての役割

◆県自主防災組織活動促進協議会（H20まで）

内容：自主防災組織の結成促進等に向けた協議、関係機関との連携方策等の検討　など

◆地域ぐるみ自主防災組織育成強化事業（H21～）

内容 ・組織率の低い地域や土砂災害警戒区域等における自主防災組織の結成促進（協議会の設置，講演会の開催，避難検討会の開催）

２１年度：北薩地域振興局，大島支庁

２２年度：鹿児島地域振興局，南薩地域振興局，大隅地域振興局

県の各種施策の実施②

◆鹿児島県防災研修センターの研修・出前講座

① 災害に関する知識の習得（地震，風水害，土砂災害）
② 防災に関する知識の習得（自主防災，ＤＩＧ，防災マップ作り）
③ 応急措置に関する知識の習得（応急手当訓練，心肺蘇生法）

申し込み先電話：0995-64-5251

◆災害時要援護者の避難体制の強化

① 災害時要援護者の避難支援ガイドラインの作成（Ｈ１７）
② 市町村災害時要援護者避難支援モデルプランの作成（Ｈ１８）

〔プランの構成〕

・全体計画：各市町村が地域の実情を踏まえ，災害時要援護者対策の基本的な方針，災害時要援護者の対象範囲など，災害時要援護者対策の取組方針を明らかにしたもの
・個別計画：個々の災害時要援護者ごとに避難支援者との関連づけ等を明らかにした具体的な計画

5 おわりに

「災害は忘れた頃にやってくる」

「災害はいつでも，どこでも起こりうる」

（災害がないところはない。これまでなかっただけである）

「*自らの身の安全は自ら守る*」

「*自分たちの地域は自分たちで守る*」
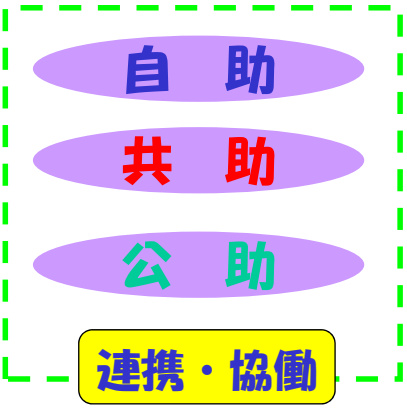
という意識を持って，万一に備えていただくことが極めて大事